

高層アンテナ計画に係る関係規定整備について(案)

1・背景・経過等

平成23年2月に第一種低層住居専用地域において、50mを超えるアマチュア無線アンテナ用の鉄塔工事に着工した際、近隣住民から、高層アンテナに関しての構造上の安全性や施工に対する不安感から紛争が生じた。

区は、近隣から寄せられた相談や要望について、真摯に対応したところであるが、事例の高層アンテナは工作物であり、都市計画上の高さ制限の対象としていないこと、景観計画上も景観の趣旨から高さ制限はできない事、また、近隣紛争に関する調整では、「目黒区相隣関係要綱」や「目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に係る条例」において、工作物を対象としていないことから、当事者間による話し合いを働きかけてはいたものの対応に苦慮していたところである。

その後、3月に設置者が計画を取りやめ、工事を中止したが、今後、同様の事例が発生することも想定して、区は、紛争を未然に防止する方策を確立する必要がある。

については、高層アンテナの計画について、近隣紛争の予防と調整のための要綱を整備することとする。

2・高層アンテナ計画に係る規定整備の考え方について

(1) 規定整備の目的

高層アンテナの計画について、近隣紛争を未然に防止するため、また、紛争がおきた場合に区のあっせんなどができることとするための要綱を定める。

(2) 要綱制定にあたっての考え方

- ア 対象とするアンテナは、高さが10m以下の低層住宅が多い区の状況から、鉄柱等の高さが15mを超えるアマチュア無線用の高層アンテナとし、事前周知などをおこなわせる。
- イ 高層アンテナの設置者に対し、近隣住民等に計画が事前に周知されるよう、確認申請手続き前から一定期間標識を掲示させる。
- ウ 計画概要の標識設置とともに、近隣住民の不安感の解消に向けた対応として、設置者から近隣住民等に構造の安全性や施工等について説明させる。
- エ 近隣との紛争が生じた場合の区のあっせん、弁護士等の調整員による調整ができるようにする。

3・要綱案の主な内容

- ア 高層アンテナの設置者に対し、事前に安全性を含めた計画内容を近隣住民等に周知しなければならない。

- イ 事前周知は、確認申請をしようとする日の30日前から標識設置により行う旨を定める。
- ウ 近隣に説明する範囲は、計画敷地の境界線から鉄塔類の高さの1倍の範囲内を基本とする旨を定める。
- エ 隣地との離隔距離が十分に取れる場合などは対象外とする旨を定める。また、公的機関などが設置する高層アンテナについては、自らの責任において設置し、近隣対応すべきものであり対象としない。
- オ 区が関係機関との連携を図ることや、当事者が紛争防止に努力する旨を定める。
- カ 紛争が生じた場合は、区のあっせんや弁護士等の調整員による調整ができる旨を定める。
- キ 要綱の施行にあたっては一定の周知期間を設ける旨を定める。

3・今後の予定

- ・平成24年3月 要綱を策定
- ・ 4月 要綱の公布、ホームページ等で周知
- ・ 要綱公布の一定期間後に要綱の施行

以上